

国土交通省 北海道開発局旭川開発建設部
治水課内 天塩川流域委員会事務局御中

天塩川水系河川整備計画の策定にあたり、天塩川流域環境に関心の深い 14 団体より、別紙の通り天塩川流域委員会に対し、「第 19 回天塩川流域委員会への申し入れ」をいたします。

つきましては、速やかに天塩川流域委員へこの申し入れ書を配布いただき、委員各位にはご一読いただいた上で、第 19 回天塩川流域委員会でのご検討をお取り計らい下さるようお願い申し上げます。

尚、第 19 回天塩川流域委員会において、傍聴者にも配布されず資料（天塩川流域委員会に寄せられたご意見）にこの申し入れ書を掲載いただきたく、ご対応のほどお願い申し上げます。

記

1. 鏡文
2. 第 19 回天塩川流域委員会への申し入れ書 7 頁
3. 清水康行委員長への意見書 4 頁

以上

2006 年 11 月 27 日

サンルダム建設を考える集い
下川自然を考える会
名寄サンルダムを考える会
北海道の森と川を語る会
大雪と石狩の自然を守る会
旭川・森と川ネット21
環境ネットワーク旭川・地球村
遊楽部川の自然を守る会
北海道自然文化ネットワーク
サンル川を守る会
北海道自然保護連合
市民森づくりクラブ
社団法人 北海道スポーツフィッシング協会
社団法人 北海道自然保護協会

第 19 回流域委員会への意見書

流域委員会の委員の皆様へ

私どもは、流域委員会が開催されるたびに、問題点を指摘して回答を求めてきましたが、これまで委員会で取り上げられ、討論された問題点は、ほんの一部分だけに留まっています。第 17 - 18 回委員会ではようやく治水問題の焦点が名寄川の治水にあることが明らかになり、堤防高、計画高水位、目標流量について論議されました。前回の委員会に私どもが示しましたように、名寄川では、すでに大部分の区間で堤防が完成しており、そこでは国の基準を満たす余裕高をもって、想定される洪水を安全に流すことができます。しかし、未整備な区間もあり、開発局に必要な資料を提示させたいと、さらに議論が必要なことが明らかになりました。

それにもかかわらず、第 18 回委員会では、ある委員は「追加資料をあまり求めず、12 月末までの委員任期中に議論を終えたほうがいい」と発言されました。しかし、実際には、これらの資料が提示されない限り、サンルダムが名寄川の治水に必要などうかを公正に判断できないのですから、資料の請求は、委員として当然のことであり、追加資料の必要性を認めないとする委員は、なぜそれらの資料が必要ないかをきちんと述べる責任があります。

委員会が長く続いたので、そろそろ終わりにしたいと述べられた委員もいらっしゃいます。それぞれの委員の方々は、ご多忙であり、長期間、委員会にしばることは問題でしょう。しかし、「何もわからないのに、長いこと委員会にしばられるのは困る」という主旨の発言には、納得できません。委員は、かりそめにも選ばれた方々であり、天塩川の将来を検討する重大な責務を担っているはずで、たとえ河川の専門家ではないとしても、真面目に資料をお読みになれば、問題がどこにあるかはおわかりになるはずで、わかりにくい点があれば、書いた人間を呼んで説明させればいいことであり、それさえせずに、「自分には専門的なことは何もわからない」と言い続けるのは、委員としての責任を自ら放棄したあまりに無責任な態度です。批判されるのがお厭なら、委員をおやめになればすむことです。早く委員を辞めたいからといって、流域委員会も委員の任期で終了してほしい、などという発言は、流域委員会の重要性を無視した、あまりに自分勝手な言い方ではないでしょうか。辞めたい方には辞めていただき、新たに公募で本当に熱意をもって天塩川の将来を考えたい人たちを委員とすべきです。

この委員会は 3 年半前に始まりましたが、途中 1 年以上も空白があり、具体的な整備計画原案が示されてからは、1 年 4 ヶ月しかたっておりません。審議されるべき問題について何がどこまで具体的に明らかとなったのでしょうか。別添の意見書に書きましたように、治水、利水、環境のどれをとっても、まだ、ほとんど問題点は検討されておりません。その理由は、委員の方々が開発局に問題点に関する具体的な資料を要求しないこと、また資料が示されても、それについての検討がきわめて不十分なこと、そして外部意見をほとんど聞かない対応にあります。サンルダムについては、賛成・反対を問わず、問題点の具体的な指摘や提案を行っている意見については、まずそれらの内容をよく聞いたうえで、よりよい整備計画を作成するのが委員会の役割ではないでしょうか。河川整備計画の作成はおよそ 30 年先を見越したものであり、審議不足で将来に禍根を残すものであってはなりません。委員会は、外部意見を受け入れる唯一の窓口です。流域委員

会におかれましては、外部意見にできる限りに耳を傾け、開発局に必要な資料を提供させ、整備計画を作成するという本来の役割を果たしていただきたいと思います。

河川整備計画に対する意見

委員長並びに副委員長名にて、委員会のまとめが作成されましたので、私どもの意見も盛り込んでいただきたく、ここにとりまとめをいたし、河川整備計画に対する意見といたします。

すでに何度も述べてきたことですが、以下、問題点を治水、利水、環境、三者のバランス、市民との意見交換の5つに分けて、今後、検討すべき問題点を整理して示しますが、その前に、まず流域委員会は、私どもが冊子で提案し、その後、流域委員会に提出してきた治水対策案を、開発局に、これまで開発局が出してきたダム案、ダム+河道掘削案、遊水地案と比較させ、平等に比較検討すべきです。

私どもは、冊子では、堤防整備と河道掘削に旧河川やダムの水没予定地の遊水地化を組み合わせた案を提案しており、開発局の案のように農地を大規模に遊水地化するような、農家を無視した案は出したことがありません。一部の委員は、私どもが、そのような提案をしているかのように言っておられますが、こういう馬鹿げた提案をしているのは開発局であることをあらためて確認させていただくとともに、地域のなかに誤った認識をもっている方々がおらえるとすれば、誤解を解く努力をはかっていただきたいと思います。

1. 治水

これまで天塩川の治水整備計画で最も優先してきたのは堤防の整備であり、開発局が示す天塩川や支流名寄川などの流下能力不足を補うために開発局はこれまで努力してきました。多くの流下能力不足箇所の個々について、堤防の整備とともに具体的な取り組みの計画を住民に示し、継続して実施していくのが、開発局の役割です。流域委員会は開発局に個々の流下能力不足についてどのように対応するのか確認していくことが求められています。

名寄川については多くの無堤地区を放置したまま、流下能力不足とし、すぐに「だからサンルダム建設」という方向は、名寄川の現実と住民の声を無視した意見ではないかと考えられます。

一方、サンルダムを建設しても名寄川より下流の流下能力不足地点の治水安全度は上がらず、ほとんど効果がありません。これらの地域の水害対策を十分論議すべきです。

治水で流域住民の生命・財産ができるだけ等しく納得され守られるためには、「どの地点で、どれだけの流量を流すのか」という目標を、住民参加と合意のうえで決定する必要があります。そして過去の水害履歴と、現場に則した「費用対効果の大きい治水対策」の考えに立つべきです。

流域住民も、流域委員会も我々も目指す天塩川の治水はそこにあるという基本に立ち返る必要があると考えます。

1.1 名寄川の治水

1.1.1 堤防整備と河道改修で名寄川の治水は可能です

名寄川については、委員の質問によって、ようやくあるていどまで資料が出され、これまで不明だったことがわかってきました。これまでに明らかになった堤防の高さからすれば、名寄川の大部分の区間では、私どもが高すぎると批判してきた目標流量（1500m³/s）が流れてさえ氾濫は生じません。いまだに無堤になっている場所での堤防整備や、河道改修、サンルダム水没予定地での遊水地によるピーク流量カットを行うことによって、名寄川の氾濫はサンルダムを建設しなくてもじゅうぶんに防げると考えます。

1.1.2 目標流量（1500m³/s）は過大です

名寄川の目標流量は、いくつかの仮定に基づく推定値です。しかし、菅平の目標流量 4400m³/s は実測の値（実際には氾濫量や岩尾内ダムの寄与を推定しているので完全な実測値ではない）に基づいて決定しています。なぜ名寄川については実測値に基づいて決定しないのか、私どもには理解できません。資料に基づく真敷別の最大流量は昭和 48 年 8 月の 1115m³/s です。第 18 回委員会資料では昭和 30 年洪水痕跡と計画高水位がほとんど同じである図が示されています。計画高水位はこの昭和 30 年洪水の痕跡によって決められたと考えられます。すなわち、計画高水位は戦後最大の洪水の水位と考えられます。開発局の説明では計画高水位の流量は 1270m³/s ということなので、名寄川の目標流量は 1300m³/s あれば十分と考えられ、1500m³/s は過大です。

1.1.3 水害の実態を明らかにして、早急な対策を

名寄川で資料のある最大の流量は昭和 48 年 8 月洪水です。このときの水害の実態を内水と外水に分けて、外水氾濫はどの場所だったのか、それを防ぐにはどうしたらよいかを地域住民の声を聞いて決めるべきです。2006 年 10 月の大雨でも、名寄川の堤防を越えた出水はなく、水害はすべて内水氾濫と、無堤地区での氾濫でした。これらの水害を解決には、サンルダム建設より優先すべき、またコストもはるかに少なくすむ治水対策があるはずです。

1.1.4 サンルダムの洪水調節量 300m³/s は過大という疑問があります

整備計画原案では、基本高水の場合岩尾内ダムの洪水調節量は 500m³/s でサンルダムは 400m³/s とされているのに、目標流量の場合は岩尾内ダムで 200m³/s、サンルダムで 300m³/s と逆転しています。岩尾内ダムより小さいサンルダムがなぜ岩尾内ダムより洪水調節量が大きいのか疑問であり、検討が必要です。

1.1.5 サンルダムでの洪水調節の詳細が全く明らかにされていません

同様に、サンルダムで実際にどのような洪水調節がなされるのか、開発局はまったく明らかにしていません。具体的な洪水調節が不明なままで、ダムの効果を判断することは不可能なはずです。河川整備基本方針による基本高水流量の洪水、及び河川整備計画による整備目標流量時の洪水における、各ダムの流入量・放流量のハイドログラフ・水位【及び貯水量】の【時系列】変化資料（洪水調節図）の提示を求めます。

1.2 天塩川中流域と下流域の治水

整備計画原案で水害が危惧される点とされているのは、KP60（中川）より下流域、KP110 付近を中心とした美深から音威子府の区間です。開発局が設定した目標流量では、美深や音威子府および下流域では水害を防ぐ道が明らかとなっていません。また、サンルダムができたとしてもその効果は限定的です。天塩川資料集ではサンルダムの効果は水位を 40～50cm 下げると述べていますが、これだけでは水害を防ぐ効果はほとんど期待できず、さらに別添資料に述べたように、

サンルダムピークカット時間と該当水域のピークが重なった場合のことで、それ以外ではほとんど効果がありません。これらの地域の洪水対策を十分論議すべきです。

例えば今年5月の融雪洪水時にサンル川のピークは5月11日6時頃、流速は2.5m/秒程度と考えられるのでこのピークが菅平に達するのは菅平までの距離を110kmとすると5月11日18時頃となりますが、菅平のピークは5月12日0時頃なのでサンルダムの効果は菅平では発揮されないということになります。美深や音威子府の洪水を防ぐにはダム以外の方法を検討しなければなりません。河川改修や堤防、さらに私たちが冊子で提案した優良農地をつぶさない遊水地などの検討が必要です。

2. 利水

2.1 灌漑用水

サンルダムには灌漑用水の取水権は設定されていません。名寄川水域で実際にどの程度灌漑用水が不足しているのか実態を明らかにした上で改善策を講じるべきです。

2.2 水道用水

下川町で新たに0.006m³/s、名寄市で0.0175m³/sであり、あまりにも微量です。両者を足しても名寄川の10年に一度の濁水流量が2.58m³/sのわずか0.9%にすぎません。

下川町は理由に、「一戸当たりの使用量が増えるから」を上げていますが、人口減少はとどまっています。このような微々たる量は現在のサンル川、名寄川からの取水で十分ではないでしょうか。なぜサンルダムに依存しなければならないのか、理由が明らかではありません。

2.3 水質悪化の改善

名寄川の水質が悪化していて、下水処理場で処理するのに経費がかかるので、名寄川の水量を多くして水質を改善するためにサンルダムが必要という意見が出されています。河川基準点では水質基準を達成しています。それなのに何故水質を改善しなければならないのか、理由をはっきりさせる必要があります。もしも、汚濁水が出ていれば、それを止める方策をとるべきです。国交省の基本的考えは「本来、河川の水質は流域における汚濁対策により良好に保つべきである」と述べられています。天塩川でもこの考えに基づいて発生源対策を検討すべきです。

2.3 発電はまったく不要です

最大1400KWはあくまで最大であり、貯水量の変化に伴いこれよりはるかに少ない発電量になるので、必要性はほとんどないと考えられます。さらに岩尾内ダムの実態を見ると、灌漑用水が不要になる秋以降は、発電のためのハイドロピーキング操作によって10日に一度程度しか放流せず、岩尾内ダム下流は水なし川となっています。発電は不要だけでなく、河川環境のためにはよくない存在です。

2.4 冬季の真敷別の維持流量の設定は過大です

真敷別における1/10濁水流量は2.58m³/sであり、開発局が必要としている非灌漑期の正常流量5.5m³/sはほぼその2倍にあたります。真敷別頭首工における非灌漑期の取水量は多くて0.7m³/sであり、5.5m³/sが必要な根拠はありません。調べてみると、冬季間に開発局が必要としている正常流量に達しているのは1968年～2000年の間の32年間で3年しかありません。しかし、名寄川でサクラマス資源などに悪影響を与えているという資料はありません。開発局が非灌漑期に5.5m³/sの正常流量が必要と主張するならば根拠を示す必要があります。私たちは、実績どお

り非灌漑期の正常流量は3～3.5 m³/s あればよいと考えています。なお、夏季についてはほとんど開発局が提案している6.0 m³/s に達していると考えています。従って、正常流量に関する限りダムなどについて考慮することはないと考えます。(参考 国交省の考え：維持流量の検討項目には、その項目や対象河川の特性により機能維持に必要な流量が期別に異なる場合もある。・・・このため、必要な場合は、項目別の必要流量の期別パターンを考慮して期間区分を行い、その区分に応じて維持流量を設定するものとする)

3. 環境

3.1 サクラマス

3.1 日本海サクラマス資源に対する悪影響

すでに私たちも述べ、前川委員が述べたように、日本のサクラマス資源は危機にあり、天塩川のサクラマス資源の維持は水産資源確保の観点から重要な問題です。水産庁もサクラマス資源の確保に重大な関心を示しています。この問題についての開発局の見解や流域委員の意見が前川委員以外から示されていないまま、論議が進むことは重大問題です。私たちは、以下に述べるようにサンルダムによってサクラマス資源が大きな損害を受ける可能性が大きいと考えています。

3.2 サンル川の環境がもつ重要性を認識する

サンル川はとりわけヤマメが多く、サクラマスが回帰する重要な河川です。冒頭議論の進め方でも述べましたように、「天塩川らしい環境を維持する」というのが河川法の考え方です。天塩川にはさまざまな環境要素がありますが、サクラマス資源は極めて大きな環境要素です。なぜサンル川にヤマメが多いのか、サクラマス資源が失われた天塩川に魅力があるのか、という観点からの検討をすべきです。サンル川にはその再生産をヤマメ・サクラマスに依存している絶滅危惧Ⅱ類のカワシンジュガイ、同じくニホンザリガニ、絶滅危急種のフクジュソウの存在が知られていますが、それらの調査や保全策を検討するべきです。

3.3 サンルダムではスマルトが降下しない危険性が高い

私どもがこの問題を指摘したところ、第18回委員会資料で、スマルト降下対策として、1) ダム湖水路（誘導フェンス方式）、2) ダム湖水路（バイパス方式）、3) スマルト捕獲運搬方式が提案されました。しかし、すでに冊子でアメリカコロンビア川のダムについて示したように、コロンビア川では、バイパス方式ではうまくいかず、スマルト捕獲運搬方式を取り入れても、サケ資源の減少を止めることはできませんでした。まずコロンビア川など、北米の河川で行われた対策とその結果についてきちんとした調査を行い、それに基づいて、検討すべきです。

このままサンルダムがつくられれば、天塩川のサクラマス資源が枯渇する危険性は極めて高いと考えられます。ダムは一度建造するとそれを元にもどすことは極めて困難です。サクラマス資源の場合、やってみてうまくいかなかったといって済まされることはありません。必ずうまくいくという保証なしの計画には反対します。

3.4 ダム下流の水質悪化

多くの場合、ダム建設によってその下流域で、濁りの増加、川床の低下、泥の堆積など河川生物に悪影響を与える変化が生じています。岩尾内ダム下流でも第18回委員会への意見書3.6で述べたように、濁りの長期化が生じています。この点の審議が必要です。

3.5 天塩川の水質改善

私たちは天塩川水系の水質について調査しました。その結果、ひどい水質汚濁の場所を見出しました。1) 名寄川の豊栄川ではある工場が名寄川から取水して天塩川に排水していますが、排水周辺では悪臭がたどよい生物が極めて減少していて、さらにさらにこの川に名寄川と勘違いしてサケが遡上して、斃死しています。2) 士別内のある工場の排水によってチューブス川が極めて富栄養状態になっていて、剣淵川から天塩川へ流出しています。3) やはり士別市内工場からの排水が剣淵川を汚染しています。4) 剣淵町内の工場から剣淵川への排水がこの川をひどく汚濁しています。これらの実態を見ると、天塩川水系の水質基準の見直しを早急にすべきと考えられます。まず、具体的に実態を調査して道や国に報告し、企業責任を明らかにし、改善方策を検討すべきです。

3.6 天塩川旧川の水底質改善

委員会で旧川の水質改善要求が出されていて、私たちも旧川を遊水地として活用することと水質改善をセットで提案しています。この点についての審議をすべきです。開発局が石狩川につくった砂川遊水地のパンフレットでは、水質が悪化している流入河川の水が本流に出ないように遊水地内で浄化する機能が宣伝されており、このような機能をさらに強化した遊水地をつくることは水質改善に有効です。

3.7 子どもたちに豊かな天塩川環境を残す課題

18回委員会への意見書2.8で述べたように、子どもたちにどのような天塩川を遺していくのかの検討がまったく不十分です。委員からも、委員会はこの問題をもっと審議すべきという意見が出ています。私どもは、サンル川のような自然河川を未来の子どもたちにそのまま残すことが、大人の最も重要な責務であると考えますが、巨大なダムをつくり、サンル川の自然そのものを破壊することが子どもたちのためになると考える委員は、その理由をまず説明し、この点について討議すべきです。

また、砂川遊水地は、リクリエーションの場としても活用されており、天塩川の遊水地や、サンルダム水没予定地の遊水地などを、このような場として活用することも検討すべきです。

4. 治水、利水および環境のバランス

現在の論議で大きな問題は、治水目標が絶対で、その範囲で利水や環境を考えようとしている傾向が見られることです。河川法の問題では、河川の重要性を重視しながら、既往洪水による被害の実態などを考慮して、計画規模を決めることがうたわれています（参考書：国土交通省河川砂防技術基準同解説 計画編 山海堂、2005）。河川環境の保全においては、「その川にふさわしい生物群衆と生息・生育環境が将来にわたって維持されるよう努めるものとする」とされています。天塩川らしさを維持するにはどのような目標を持つのかを明らかにして、それとの関係で治水の計画規模を考えるのが妥当な審議です。したがって、治水の計画規模は大きければよいというのではなく、環境を維持する視点からも治水の計画規模を検討する必要があります。

5. 住民・市民団体との意見交換、情報交換

国土交通省は、河川環境等の整備と保全の方策の解説において「計画策定において、地元住民やその河川等に関わりのある関係者、市民団体等との意見交換、情報交換を密に行うことが望ましい」と述べています。しかし現在までの経過を見ると、地元住民団体や市民団体等との意見交

換、情報交換がまったく欠如しています。流域委員会は、私どもが120ページもの冊子を作成し、サンルダム計画の問題点を指摘し、さまざまな提案を行った際も、それらの指摘や提案を委員会場で説明することを拒否してきました。これは国土交通省の上記の方策にも反することであり、このまま、市民からの提案を委員会が無視するならば、この委員会や、市民案の検討を委員会で取り上げる必要はないと主張した委員は、大きな批判を受けると思います。今からでも遅くはありません。委員会は、市民からの真摯な提案を取り上げ、委員会あるいは、それに順ずる場で、開発局と討議する機会を設けるべきです。

平成 18 年 11 月 27 日

サンルダム建設を考える集い

下川自然を考える会

名寄サンルダムを考える会

北海道の森と川を語る会

大雪と石狩の自然を守る会

旭川・森と川ネット21

環境ネットワーク旭川・地球村

遊楽部川の自然を守る会

北海道自然文化ネットワーク

サンル川を守る会

北海道自然保護連合

市民森づくりクラブ

社団法人 北海道スポーツフィッシング協会

社団法人 北海道自然保護協会

(申し合わせにより捺印は省略させていただきます)

天塩川流域委員会 清水康行 委員長への意見書 (14 団体)

意見書

第 18 回委員会で、清水委員長は、「第 17 回委員会までに出された意見を踏まえた天塩川水系河川整備計画（原案）に関する意見（案）（以下、委員長意見とする）を提出されました。

この委員長意見は、流域委員会（以下、委員会とする）が開発局長に提出する意見の案、もしくはたたき台として出されているようですが、私どもは、貴流域委員会は、まだ、どうてい、このようなまとめの議論をする段階には至っていないと考えています。

1. 具体的な検討と資料の提出において公正な立場で運営して欲しい

上記理由は、私たちが流域委員会や開発局に対しこれまで提出させていただいたサンルダム計画の根幹に関わる多くの問題点、疑問点が、流域委員会においてまだほとんど具体的に検討されていないからです。具体的には、別添の委員会あて意見書に書きましたが、名寄川の堤防と余裕高からみた流下能力の問題、天塩川そのものへのサンルダムの治水効果の問題、サンルダムによるサクラムスへの影響など、どれをとってもまだ、検討が不十分な問題ばかりです。検討が不十分な理由の一つは、開発局が検討に必要な資料を委員会に出さないことにあります。しかし、一部の委員が、開発局にさらに資料の提出を求めたとき、委員長はそれを阻止するような発言をされました。これは委員長にあるまじき行為であり、謝罪を求めます。委員長は、現在は開発局の職員ではないはずであり、公正な立場から、委員会の運営を行っていただきたいと強く要望します。

2. 委員会で出された意見だけでなく、住民から出された意見も盛り込んで欲しい

言うまでもなく、流域委員会の役割は設置要領に述べられているように、1) 案を作成して北海道開発局長へ意見を出す、2) 住民等から意見を聞いた結果を踏まえて局長へ助言する、の二つです。しかし、委員長意見は、これまでに委員会の席上で出された意見を列挙したものにすぎず、冊子など、詳しい資料にもとづいて出されている住民意見については、ほとんど取り入れられていないものであり、これでは流域委員会の役割を果たしているとはとても言えません。

3. 任期については委員会主体で決定し、存続には公募した選出をお願いしたい

新聞報道によれば清水委員長は、委員会終了後の記者会見で「議論が近く終結する状況ではないが、任期の延長か再任か、別な枠組みで考えるのかは、主催者側の開発局の判断だ」と述べたとのことです。しかし、流域委員会の運営は、本来、開発局が決めることではなく、委員長をはじめとする委員会が主体的に行うべきことがらであるはずで

す。流域委員会には、12月には委員の任期が切れるので、それにあわせて流域委員会も終了してほしいという委員もおられますが、すでに述べたように、十分な審議が行われないままで流域委員会を終了することは許されません。多忙や、委員会での議論についていけないことを理由に、早く委員会を終わらせることを要望している委員に対しては、委員長から、委員を辞めていただくことを勧めるべきであり、委員の任期や個人的な都合と、流域委員会の存続を混同することは大きな誤りです。辞めたい委員には辞めていただき、真剣に天塩川の将来を検討したいと願う委員や、現在の委員会には欠けている、環境についての専門的知識をもった委員などを公募し、新たに、問題点を積極的に検討できる委員会を委員長の主導のもとにつくるべきです。

委員長は、流域委員会の果たすべき重大な責任を受け止め、天塩川の整備計画の策定に向けて

流域委員会が科学的にも十分な検討を行えるよう、公正なお立場から最大限の努力を図っていただきたいと要望いたします。

委員長・副委員長名で提案された 『委員長意見』に対する私たちの意見

以下に個々の委員長意見に対する私たちの意見を述べます。全体は 20 項目からなりますので、最初から番号をふって意見を述べます。番号がないのは、その項目について私たちはとくに意見を述べることはないと考えています。

1. 「名寄川の目標流量が妥当なのかどうか、まだ十分論議されていません」というのがこれまでの経緯を表す文ではないでしょうか。

3. 名寄川の治水に関しては 1.で述べたように審議が尽くされていません。現地住民団体は名寄川を調べて、堤防整備と河道改修で水害を防ぐことができると述べています。治水は住民のために行うものです。住民と話し合いなどして名寄川の治水案を作成すべきです。名寄川合流点の下流については、別添意見書で触れていますが、サンルダムはほとんど機能しません。音威子府や美深などの水害をどう防ぐのかについてこの委員会ではまったく審議されていません。したがって、3.で述べられていることは全面修正すべきと考えます。

4. 「サンルダムに関しては、下流域で営まれている漁業の資源への影響を懸念する意見が出ており、十分な説明をしながら取り組む必要がある」という文は、どのような意味かはっきりさせていただきたい。十分な説明をしてそれなりに納得してからダムに取り組むのか、ダムをつくることと十分な説明を並列で行うのかでは、まったく異なることです。

5. これも 1.と 3.で述べたように、名寄川の治水をどうするかで大きく異なります。名寄川流域の遊水地を作ることを考えているのは開発局であり、私たちはそのような提案はしていません。

3.で述べたように名寄川流域の治水をどうするかをきちんと審議した後に、必要であればダムとか遊水地について審議すべきです。したがって、この 5.は時期尚早で必要ないと考えます。

6. これについても、別添意見書で述べたとおりです。臭気の発生を改善するために水量を増やして行うというのは正しくない方法です。臭気の原因を明らかにして対応策を講じるのが基本です。また、名寄市が必要としている水道流量は名寄川の 1/10 濁水量と比較しても微々たるものです。なぜ、名寄川からの取水がダムでなければならないのか明らかにしてから、この問題を審議すべきです。利水において正常流量を頻繁に下回るのは冬季だけです。冬季の流量が開発局のいう正常流量を大幅に下回っても、河川生物やサケマスに被害を生じているという報告は見あたりません。したがって、冬季の正常流量の設定は過大と考えています。過大でないと言うならば、その根拠を示してから、審議に入るべきです。したがって、6.はこれらの審議の後に書き込まれるべきです。

7. 繰り返し述べますが、名寄川の目標流量が過大であるとの意見も出されて、また第 18 回委員会で目標流量はこの委員会で決めるべき性格であるとの意見も出されました。名寄川の目標流量を過大にすると、河道掘削、河畔林の伐採やダム建設の必要性が出てきて、河川環境を大幅に悪化させます。現在の河川法では環境と治水、利水の総合的観点から河川計画を決めることになっています。目標流量が大きければ大きいほど治水には貢献しますが、環境破壊につながります。したがって、目標流量の設定を真剣に考えなければなりません。また、名寄川では設定されてい

る 1500m³/s の目標流量でも、多くの地点で計画高水位を超えていなく、また堤防は十分な高さがあります。完成堤防なのになぜ水害になるのか、十分な説明もありません。目標流量の設定と堤防の位置づけをあいまいにしたまま治水計画を考えるのは問題があります。したがって、7.は継続審議として取り扱うべきです。

8. 「流域のもつ・・・治水計画におりこまれており、過剰に評価するのは危険であり・・・」という表現があります。まず、「治水計画におりこまれており」というのは原案のどの部分でしょうか？また、過剰に評価するのは・・・とありますが、きちんとした評価があれば過剰かどうか判断できますが、森林など流域のもつ保水機能や遊水機能は評価されているのでしょうか？この問題をあいまいなまま記述すべきではありません。

9. これは一般的なことを述べているに過ぎず、整備計画とは無縁な表現です。今年の5月と10月の水害はほとんどが内水氾濫です。まずこれの対策を論じるべきです。また、名寄川水域での地域が外水氾濫の危険性があるのか、それをどう防ぐのかについて3.で述べたように地元の方の意見を聞き、委員自ら現地視察をするべきです。一方音威子府や美深では外水氾濫の危険性が指摘されていますが、その対策はほとんど論じられていません。8.では天塩川の個々の場所について外水と内水氾濫についての対策について述べるべきです。

11. ここの記述はサンルダムを前提にした記述であり、修正すべきです。サンルダムがサクラマス資源に与える影響についてまず論じるべきです。次に、魚道や降下対策が可能かどうか論じるべきです。今までダムによるサクラマス資源への悪影響を防いだ例は見当たりません。河川環境の荒廃とともにサクラマス資源が減少しています。開発局が影響を与えていないというニ風谷ダムについても疑問だらけです。流域委員会はサクラマス資源が壊滅したときの責任を取ることはできません。慎重な判断が求められます。したがって、ここのダムありきの文は修正すべきです。

12. ここの順序が逆です。ここで述べられた方策がサクラマス再生産に寄与することが明らかになれば、ここの文章も意味がありますが、不確かなことを前提にダム計画を是とすべきではありません。ここの文章は、サンルダムと切り離して述べるべきです。

16. 水質に関しては、基準点では環境基準を満足しているかもしれませんが、別添意見書で述べたように問題の多い発生源が多々存在します。これらの発生源対策も検討すべきです。従って、16.は水質汚濁を引き起こしている発生源対策を強める内容にすべきです。

平成 18 年 11 月 27 日

サンルダム建設を考える集い
下川自然を考える会
名寄サンルダムを考える会
北海道の森と川を語る会
大雪と石狩の自然を守る会
旭川・森と川ネット21
環境ネットワーク旭川・地球村
遊楽部川の自然を守る会
北海道自然文化ネットワーク
サンル川を守る会

北海道自然保護連合

市民森づくりクラブ

社団法人 北海道スポーツフィッシング協会

社団法人 北海道自然保護協会

(申し合わせにより捺印は省略させていただきます)